

高齢「在宅酸素療法」患者負担の軽減措置を求める意見書

2002年10月からの高齢者の医療費が完全定率1割負担（一定以上の所得者は2割）で、在宅の患者や重症患者はこれまでの1回850円の診療・窓口負担から極端に高い負担となり、治療手控えや、治療中断が起きている。

とりわけ、呼吸器機能障害で酸素吸入が必要な「在宅酸素療法」患者の治療中断は深刻である。これまで月に1,700円の窓口負担が、月15,000円と極端にはね上がり、経済的理由で「在宅酸素療法」を断らざるを得ない患者さえ生まれている。在宅の患者は、呼吸器機能障害で常に息が苦しい患者と、医学的な理由から心肺を守らないと寿命が確実に縮むタイプの2つがあり、いずれも、低酸素血症のため酸素療法が必要であり、これを中断することは命にかかわる重大事である。

年を重ねるごとに症状が悪化し「在宅酸素療法」が必要となる患者が多い中、東京都においては心身障害者医療費助成制度があるが、65歳以上の新規申請を受け付けておらず、また、所得制限が強化されて対象外となった患者も少なくない。

しかも、酸素濃縮装置の電気代は月に3,000円から5,000円もかかるため、この費用負担に対する助成制度も求められている。

加えて、要介護高齢者には在宅生活のために、ホームヘルパーや訪問看護など介護保険の利用料負担も重くのしかかっている。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、高齢の「在宅酸素療法」患者に対する医療費及び経済的負担の軽減策を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年 3月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量